

観光バス運行支援事業費補助金 公募要領

新型コロナウイルス感染症の影響により経営に大きな支障が生じている観光バス事業者を支援するため、感染症対策を講じて観光バスを運行した際に、掛かり増しとなった運行料金に対し、岩手県補助金交付規則(昭和32年11月5日規則第71号。以下「規則」といいます。)及び観光バス運行支援事業費補助金交付要綱(令和2年6月26日。以下「要綱」といいます。)により、予算の範囲内で補助金を交付するものである観光バス運行支援事業費補助金(以下「当該補助金」といいます。)について、次のとおり公募により当該補助金の交付を行います。

1 補助対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助対象事業者	補助金の交付の対象は、以下の各号の要件を満たすものとする。 (1) 岩手県内に本店(個人事業者においては住所)又は法第5条第1項第3号に定める営業所を置く観光バス事業者であること。
補助金の交付対象となる事業	観光バス運行事業。ただし、以下の要件を満たすこと。 (1) 補助金相当額を利用者料金に充当すること。 (2) 岩手県で登録されている車両を運行すること。 (3) 配車場所が岩手県内であること。
補助金の交付対象となる事業期間	令和2年7月21日(火)から令和2年9月30日(水)まで
補助金の交付の対象となる経費	感染症対策を講じたうえで乗車定員を2分の1以下に減員して運行したバスの1日1両あたりの運行料金。
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内の額とし、1日1両の運行につき上限額50,000円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 提出期日(募集期間)等

当該補助金の交付申請、決定の期日等については次のとおりとします。

項目	内 容
要綱第11の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日(受付期間)	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間 募集期間 令和2年7月1日(水)～令和2年7月14日(火)午後5時※必着 ※受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は受付終了とします。 2 受付時間 午前9時から午後5時まで ※正午～午後1時を除く。 ※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。 3 受付場所 岩手県庁2階商工労働観光部観光・プロモーション室 4 申請書の提出方法 持参又は郵送

	<p>【持参の場合】</p> <p>※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付します。形式審査には多少時間がかかりますことをご了承ください。</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあります。</p> <p>【郵送の場合】</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに申請書をお返しすることがあります。</p> <p>※受付期間前等、期間外に申請書を提出された場合は、受付せずに申請書をお返しします。</p>
<p>交付決定等</p>	<p>申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。（申請の内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。）</p> <p>※申請書受付順番が後順位の申請については、申請内容が適当であっても、予算の都合上補助金不交付となる場合があります。</p> <p><u>※事業は、岩手県の補助金交付決定後に着手することとなります。</u> <u>交付決定前に着手した事業については、補助金は支払われません。</u></p>
<p>要綱第 12 及び第 13 の規定に基づく提出書類等(手続き書類)</p>	<p>【補助金交付申請】</p> <p><input type="checkbox"/> 観光バス運行支援事業費補助金 申請書（様式第 1 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第 2 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第 3 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 運行計画一覧表（様式第 4 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 運行する予定の車両に関する自動車検査証</p> <p><input type="checkbox"/> 令和元年度の稼働実績日数を証する書面（運行記録簿、運送申込書/運送引受書・乗車券等）</p> <p><input type="checkbox"/> 会社定款の写し（申請者が個人事業者の場合にあっては営業許可証の写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 直近の決算書の写し（申請者が個人事業者の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類</p> <p>【補助金請求】</p> <p>「観光バス運行支援事業費補助金 請求書（様式第 8 号）」及び「実績報告書（様式第 9 号）」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業実績書（様式第 2 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第 3 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 運行実績一覧表（様式第 5 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 運送申込書/運送引受書・乗車券</p> <p><input type="checkbox"/> ツアーの詳細が分かる書面(募集用パンフレットやウェブ上での予約サイト画面の印刷物等)</p> <p><input type="checkbox"/> 運行した車両、日付、乗車人数が分かる書面（運行記録簿等）</p> <p><input type="checkbox"/> 運行料金のうちツアー作成者の負担額が分かる書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書、受領証等）</p> <p><input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類</p>

提出先	住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 あて先：岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室 三陸観光地域づくり担当
-----	--

(問い合わせ)

【受付時間】

午前9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

【問合わせ先】

岩手県 商工労働観光部

観光・プロモーション室 三陸観光地域づくり担当（岩手県庁2階）

電話：019-629-5572

FAX：019-623-2001

e-mail:AE0006@pref.iwate.jp